

令和 4 年度 第 7 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 10 月 25 日 (火) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分						
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室						
出席委員 <u>12 名</u>	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—	
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 <u>1 名</u>	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	欠	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	10	尾崎 春夫		11	田中 定嘉		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 1 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	山本 哲也					
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	尾川 勝彦		
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 3 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)						

令和4年度第7回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和4年度愛南町農業委員会第7回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は13名中12名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に10番、尾崎 春夫委員と11番、田中 定嘉委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。 受付番号11番、一本松、地目・面積は、畑・57㎡で3条有償移転でございます。経営面積は22.3aでございます。今回の許可申請の面積と、現在の経営面積では、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の30a、いわゆる3反要件に足りませんが、議案第3号で説明します利用権貸借により、約10aを借り受けることで、この要件を満たします。本案が可決され、さらに利用権貸借が承認されれば、農地利用集積計画の公告日10月31日付で許可書を発行いたします。 以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。11番お願い致します。

委員	<p>場所は、役場の裏側です。申請地の隣が譲渡人の実家になっています。庭の一部に畑があり、実家を手放すということで、譲受人が購入しました。その時に、畑も一緒にということになったようです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 6 番、中川の 5 筆、地目・面積は田・1,013 m²、畑・411 m²でございます。場所は、国道 56 号を宿毛方向から進み、特別養護老人ホームに入る道より約 150m 行った国道に面した場所になります。</p> <p>受付番号 7 番、御荘平城、地目・面積は畑・47 m²でございます。場所は、小学校の上、昔の火葬場の少し手前の右側で道に面していない場所で、住宅の裏手になります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 4 年 9 月 14 日、これは今年の農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま。以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意</p>

	見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	7番は見に行ったが、共同墓地の横で人家があるが、荒れていて道路もない。今更小さい畑を作ることもできない場所であった。
委員	6番は、今日は、地元の委員は来られていないが、国道のはたで人家もあるが、パトロールの結果通りだと思う。
委員	目的は？
事務局	事務局で聞いているのは、税金が高いので、非農地にしてもらいたいと。
委員	植木をしとったのはここ？
事務局	<p>そうです。3年以上はきれいに農地として作っていた。花木を売ろうとしていたんだと思う。その後は、今の状態。</p> <p>1つ、〇〇委員さんに、お聞きしてよろしいですか。一般的に、荒廃農地を非農地として扱って山林として登記をされたら、農業委員会から手を離れます。山林にはなったものの、買いたい人が出て宅地にした場合の罰則というものは？</p>
委員	<p>ここに関しては、登記する場合に、ここが山林ですよというのが通るかどうかが問題ですね。農業委員会が農地ではないと判断されたとしても、法務局では、農地ではなかったら地目は何かという質問になりますので、何にするか。木は植わっているということですが。山林になった場合は、その後、宅地にしようとするか。何にしようとするか。制約はございません。</p>
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第3号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号120番は再設定で、御荘長洲、地目・面積は田・1,411㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号121番は再設定で、御荘平城の2筆、地目・面積は田・1,454㎡、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号122番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,307㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は3年でございます。なお、利用は水稲の裏作期間の10月15日から4月30日の間となります。</p> <p>受付番号123番は再設定で、城辺甲の3筆、地目・面積は田・1,889㎡、賃貸借で生産物は野菜、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号124番は再設定で、御荘長月の2筆、地目・面積は田・2,240㎡、畑・100㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号125番は新規で、御荘菊川、地目・面積は畑・3,247㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号126番は新規で、広見、地目・面積は畑・1,095㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は1年でございます。</p> <p>受付番号127番は新規で、広見、地目・面積は田・2,800㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号128番は新規で、御荘長月、地目・面積は田・2,750㎡の内2,155㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>以上9件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

尾崎 孝夫

議事録署名人

田中 定嘉